

第3回 十日町市上下水道事業審議会
議事録

日 時 令和3年9月8日(水) 13:30～15:05
会 場 十日町市役所防災庁舎 大会議室

【出席委員】飯塚一成委員、小松俊哉委員、笹原俊一委員、高野忠富委員、佐野比呂史委員、
高津富士男委員、田村由子委員、樋口則雄委員、山賀とし委員、山本ののぶ委員

【事務局】十日町市上下水道局上下水道課 6名、有限監査法人トーマツ2名

【傍 聴】4名

【報道機関】なし

1 開会

事務局：定刻となりましたので、これより「令和3年度第3回十日町市上下水道事業審議会」を開催させていただきます。

始めに、会議の成立についてご報告いたします。本日の審議会は委員12名中10名の委員の皆様がご出席でございますので審議会規程第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

2 会長あいさつ

事務局：それでは、第3回審議会を開始いたします。開会にあたり、佐野会長がご挨拶申し上げます。佐野会長、よろしくお願いいたします。

会長：皆様大変お疲れ様です。大変ご多用の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。7月から始まった審議会ですけれども第1回、第2回は水道料金の改定の審議に先立ちまして十日町市の水道事業の現状や課題・課題分析・水道料金改定に向けた考え方等、事務局や業務委託先の有限責任監査法人トーマツ様から説明いただきました。また、多くの委員のみなさまからご意見・ご提言をいただきありがとうございました。これまで2回の審議会を通じて水道事業は人口減少に伴う水道料金の減収・あるいは老朽化している管路・施設の整備に将来莫大な費用が必要となる話をいただきながら、水道事業の経営の健全性を保つ観点からあるいは将来の十日町市の若い世代の大きな負担を強うることが無いよう、料金改定の今のタイミングを避けて通れないのではないかと思います。審議に入るわけですが、水道料金の引き上げは市民生活あるいは企業活動に大きな影響を与えるものでございます。先ほど申し上げましたとおり、これからの若い世代の皆様に大きな負担を残さない、安心して十日町市に住み継いでいただくためにも持続可能な水道事業の経営が求められるのではないのかと思っております。本日は委員の皆様から、個人のご意見でもかまいませんので率直な意見を出していただき、活発な議論の中で答申の案にかなげることができればと考えております。樋口副会長を始め、委員の皆様から議事の円滑な進行にご協力をお願いし、挨拶とさせていただきます。

事務局：佐野会長ありがとうございました。

3 経過報告

事務局：それでは、次第3の経過報告に移らせていただきます。第2回の審議会では、「十日町市水道事業の現状把握・分析」に加え、「水道料金改定の考え方」を3パターン説明させていただきました。この中で、上水道事業と簡易水道事業が、それぞれまたは共通で黒字という考え方がわかりにくいという意見がありましたので、本日、審議に入ります前に説明させていただきます。また、全体の金額ばかりで、料金体系（案）がないと個人としてどうなるかがわかりにくい、示された課題への対応がイメージしにくい、という意見がありましたので、そちらは審議の資料として用意させていただきましたので、後程ご審議をお願いします。それでは説明させていただきます。

事務局：お配りしました「令和3年度予算書」をご覧ください。1ページめくりまして目次になりますが、こちらにありますように、上水道事業と簡易水道事業はそれぞれで予算編成をしております。続きまして、37ページをご覧ください。上水道事業の令和2年度予定損益計算書になりますが、下から4行目は当年度純利益となっています。次に77ページをご覧ください。同じく簡易水道事業の令和2年度予定損益計算書になりますが、下から4行目は当年度純損失、赤字となっております。ただし、この赤字分に関しては一般会計からの繰入金により令和3年度で解消する予定としておりますので、料金改定（案）を算出する上で、累積欠損金としては含めておりません。加えまして、前回の審議会でご質問いただいた中で、回答が十分でなかった部分を補足させていただきます。まず、口径20mmの平均使用量についてご質問をいただきましたが、こちらは平均で約22 m³となっています。また口径13mmですと16 m³となります。ただし、こちらはあくまでも口径ごとの平均です。世帯の使用量としては、各世帯の人数、年齢構成等によって大きく異なっておりますので口径ごとの目安としてお考えいただきたいと思います。

次に、赤字が解消すると一般会計からの繰入れは無くなるのかというご質問につきましては、こちらは赤字補填に相当する繰入金がR3予算で約2億円が解消されるだけであり、その他の建設改良費への繰入れや過疎債、辺地債の元金分、利息分、中里未普及事業への一般財源分への補助等があり、R3予算で約3億円の補助があります。前回説明しましたように簡易水道は福祉水道ともいわれており、独立採算が難しい事業となりますので、赤字補填は解消しなければならないと考えておりますが、事業への補助は引き続きお願いすることを予定しております。

事務局：今ほど、事務局から経過報告ということで前回審議会での不足部分について補足説明させていただきました。主な報告事項は以上になりますが、その他は議事録でご確認ください。それでは、経過報告について、何かご不明な点等がございますか。

委員一同：（特になし）

事務局：それでは、特には無いようですので議事を進めたいと思います。これより先は、審議会規程第6条に基づき、佐野会長より議長をお努めいただき、会長の進行により審議会を進めて参りたいと存じます。佐野会長、よろしくお願いいたします。

4 審議

(1) 諮問事項の審議

ア 十日町市水道事業の現状把握・分析

会 長： それでは、次第に基づいて進めたいと思います。次第4審議の「ア料金改定における課題について」について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局： 前回の審議会でおまとめいただいた内容に沿って、料金改定における課題について説明させていただきます。資料1をご覧ください。まずは、「十日町市水道料金体系について」について説明させていただきます。こちらは、前回審議会でも審議させていただいた簡易水道事業会計単独で黒字となる改定率 67.4%、水道事業全体で黒字となる改定率 38.6%、そしてその中間として目安に改定率 50%の3パターンの場合に基づいて、仮に算定要領のとおり料金体系（案）を作成した場合として用意させていただいたものになります。このとおりの料金体系になるというものではありません。あわせて、料金体系についての考え方を変更することでどのように変わるかということをご覧いただくために、基本水量や基本料金、従量料金を変更した場合どのように変わるか例を示させていただきました。なお、料金改定の進め方は前回も説明させていただいた通り、この審議会での答申を受けて、市として料金改定率、料金体系を上水道給水条例の改正として提案させていただく形になります。この資料はあくまでも料金改定を検討するために改定率をイメージするための資料ということでご理解ください。それでは、料金体系（案）については、有限責任監査法人トーマツ様から説明させていただきます。

トーマツ：（【資料1】十日町市水道料金体系について説明）

会 長： それでは、今の内容について、ご質問やご意見はありますでしょうか。質問のある方は挙手をお願いいたします。この場で資料をご覧になって専門委員の皆様以外の私どもには難しくなかなか一回で理解できる内容ではございませんが、皆様からご意見・ご質問を頂戴したいと思います。

A 委 員： 誤植が2件ありましたので指摘させていただきます。P14の口径20mmの基本料金（現行差）がマイナス630円となっておりますが、現行1,300円なのでプラス630円かと思います。また、それに伴いましてP15の調整結果欄の一般家庭用（13・20mm口径）の基本料金単価が値下げとなっておりますが、20mmは値上げになると思います。

事 務 局： ご指摘のとおりでございます。修正をお願いいたします。

B 委 員： なかなか難題のところと思いますが、今ご説明いただいた基本料金があるかないかが大きな点かと思います。例えばP17で基本水量10m³を今までどおりとするとあまり使わない方々は不利益を被っているという考え方もあると思います。ただ、先般の資料の中で、基本料金収入は34%従量料金収入は64%を占めているとありましたが、ある意味、基本料金収入に頼っているところが多いかと思います。利用者のうち33.9%が基本水量を下回っているというデータでしたが、少子高齢化によるとだんだん下回る傾向が強くなると思います。例えば、十日町市の世帯構成はおそらく2人とか3人以下かと思います。基本水量の設定は料金収入を安定化させるには重要だと聞きながら、安定化させるのも圧迫感になると感じました。もう一点、P17で口径13mmに配慮した設定とありますが、では口径20mmはどうなのかな、と。家族の人数が2人、3人、5人であっても使用量が低下する一方で、家の蛇口数はだんだん増えていると思います。口径13mm・20mmを決める算定基準は同時使用率であり、これから大規模なリフォームや新築をする方の大半が口径20mmを選択するかと思っています。資料の口径20mmの単価は高いので、収入は多くなり、

経営は安定しますが、13 mmと 20 mmの単価設定の考え方が難しいことと、基本水量がある設定とない設定は難しい課題かと思いますが、私自身が知りえない情報があればお聞かせください。

事務局：基本水量に関しましては十日町市は口径 13 mm・20 mmだけに設けている体系になっておりますので、こちらを見直すことにより全体の 95%を占めている使用者の方に非常に大きな影響があると考えております。基本水量につきましては、水道料金算定要領によると平等性を確保するためになくす形で出ておりますが、十日町市の現状を考えまして、現在の料金体系からどのようにしていくか重要になるかと思いますが、今現在決まっております。家庭用の使用割合をどのように捉えるか慎重に検討させていただきたいと思っております。口径 13 mm・20 mmの基本料金の差が非常に大きいということにつきましては、今ご指摘いただいたとおり、水栓数のほかにも十日町市の場合は高床式等で 3 階建ての家が多く、水圧の関係で口径 20 mmを使用している方が多く、最近新築される家は口径 20 mmが多くなっております。今現在の算定要領によりますと基本料金の差が 2~2.5 倍ついていますが、そういった地域特殊性を鑑みた上で調整し、最終的な料金体系を考えさせていただきたいと思っております。

C 委員：口径の話が出たのでお聞きしたいのですが、口径 13 mm・20 mmが一般家庭用というところですが、それ以外の口径はどういった方々が使用されているか教えていただけますか。また、口径 20 mmの値段が口径 13 mmより上がってしまうのは、口径 13 mm・20 mm基本料金が同じなので口径 20 mmを選択した人には影響があるのかな、と思います。

事務局：口径別の使用者の業種としましては、口径 25 mmは自営業など個人商店、口径 30 mmから 50 mmは学校や企業・福祉施設など事業などで使用されている方が多くなっております。基本料金が同じのため、口径 20 mmを選択した方への配慮につきましては、十日町市の地域性や今現在同じ料金という現状を考慮した上で、調整をさせていただきたいと思っております。

D 委員：大きい口径、例えば口径 40 mm以上の平均的使用量は前回の資料をみますと 100 m³から 1,000 m³くらいだったと思いますけども、38.6%の改定のそれぞれ 3つのパターンの場合、値上がり率はどの程度になりますでしょうか。

事務局：口径 40 mmを例にさせていただきますと、平均の使用量が 1 ヶ月 177 m³になっております。そちらの方が、算定要領に基づき改定した場合は、37,935 円が 40,275 円になりまして、プラス 2,312 円で約 6%の値上げとなっております。従量料金据置きの基本水量をゼロに引き下げた場合、42,415 円でプラス 4,480 円で約 12%の増となっております。従量料金と基本水量を据置いた場合、52,675 円でプラス 14,740 円の約 39%となり、およそ改定率と同じくらいの値になります。先ほど、資料の説明にもありましたように、大口使用者の方の負担が減っている形になっております。

会長：それでは、ほかに質問が無いようですので議事を進めたいと思っております。これまでの事務局からの説明と委員の皆さんからご審議いただいた内容をあわせましても、現在の経営状況から考えますと、将来に渡って水道事業を存続させていくためには、一定の引き上げは必要になると思われます。ただ、引き上げを行った場合その結果について、他市と比較してどうなるのかというような意見も出てくると考えられます。そこで、ここからは、結果についての検討をしていきたいと思っております。

イ 県内自治体との比較について

会 長：続いて、次第4審議の「イ 県内自治体との比較について」となります。事務局は説明をお願いします。

事務局：（資料2「県内各市の水道料金の比較」について説明。）

会 長：今ほどの説明とこれまでの審議内容でも説明もありましたが、十日町市の水道料金は改定後だけでなく改定前でも、県内では高い水準にあると思われます。質疑に入る前に、県内他市と比較して高い水準になる理由について、改めてまとめて説明をお願いします。

事務局：まず、地形的要因としては、十日町市は人口に比較して面積が広くまた集落が点在しているため、多くの施設が必要になります。あわせて、管路も長くなるため整備・更新費用、維持管理費用が高額になります。また、水質がよい地域も多いため、ろ過・消毒にも費用がかかっております。施設の統廃合や更新計画による効率的な施設更新も進めておりますが、どうしても一定額の費用はかかることになるため、水道料金も高い水準になります。当市と類似した山間地や簡易水道が多い地域は上位にあり、同じような傾向にあると思います。

会 長：ありがとうございました。それでは、質問のある方は挙手をお願いいたします。

E 委員：委員になってわかったことですが、事務局からの説明や資料があつて水道料金を値上げしなければいけないと思いました。他市と比較した場合、十日町市がなぜ高いか説明を聞くと納得できます。十日町市の子どもたちに負担をかけたくないと思っている市民の方がたくさんいますので一般市民の方も行政の方の説明で納得してくれるのではないかな、と思いました。

会 長：私も山賀委員と同じ気持ちを持っております。審議会に入るまでは水道事業のことはわかりませんでした。専門家の方や事務局のお話を聞くと、県内でも高くならざるを得ない状況については理解できました。ただ、一般の市民や企業の皆さんがこのことがわかるかということ、なかなかご存じない方が多いのではないかと感じております。答申とは別に今後38.6%という数字が決まったわけではありませんが、料金の改定は必要であるというようなことであれば、住民や企業への理解を求めるような何らかのアクション、例えば市報に掲載したり説明会などの丁寧な説明が必要と個人的に感じております。

F 委員：ほかの市でも山間部のイメージがある中で、低い位置にある市もありますが、低い理由がわかれば教えていただけますか。

事務局：この表の中には、合併後も同一市内で料金が統一されていない市もあります。そういった市は、中心となる地域を掲載させていただきました。

G 委員：今日の審議会では何%の値上げとまで議論がいかないと思いますが、先ほどの説明の中に、基本水量を今の10 m³から0 m³にした場合の少量使用者の話があり、格差が生まれる感じがしました。いきなり基本水量を10 m³か0 m³の二者択一ではなく、少量利用者の負担を少しでも軽くするように、例えば7 m³や6 m³という基本水量の設定があった方が高齢化の中で少しでも配慮していると、住民へのPRになり大事なのかなと思います。これから私自身、委員の一人としてこれからの料金の割合を決める役割ではあるが、個人的にはゆっくり値上げをしていく方向性があるのかなと思っています。子どもの数やいろんな課題が十日町市の中にあります。5年先、7年先、十日町市がどう変わる

かわかりません。劇的な変化が十日町にも起こりえるのではないかと思います。できるだけ緩やかに流れるといいと思っております。基本水量の負担は、年金生活者が増える中で低所得者の負担割合も考えていただいたらいいかなと思っております。

事務局：基本水量につきましては、料金改定につく考え方としてわかりやすく説明するために10 m³か0 m³を提示させていただきました。他市を見ますと、基本水量10 m³を5 m³、10 m³を8 m³にするなど段階的に基本水量を調整したところもありますし、10 m³までの料金を通常の料金より引き下げた形で、基本料金・基本水量廃止による増を抑えた形もありますのでこういった形がいいかというのは様々な選択肢の中で検討させていただきたいと思います。10 m³か0 m³で決めるということではありません。令和4～8年の4年間ということで水道料金の検討をさせていただいておりますが、段階的に値上げの件につきましては、平成23年、25年の料金改定の様に段階的に上げるという考え方もありますけども、逆に改定の頻度が多くなると生活に負担がかかるという意見もありますので、改定後しばらく状況を見させていただき、安定的に経営させていただくのがいいのか、安定的にお支払いいただくのがいいのか。改めてこういった形がいいのか検討させていただきたいと思います。

E 委員：基本料金をあげるとか、口径で上げるか、段階的にあげるか、何%あげるかとかそういう議論はまた次回かと思っておりました。

事務局：基本料金・従量料金をどれくらいあげるかとか、基本水量をどうするかはこの次とお話がありましたが、委員の皆様からご意見をいただきましたので、水道事業審議会からの答申としてまとめさせていただきまして、考えとしてとりいれさせていただきましてその後意見をいただいた中で最終的な料金体系というのは市議会へ上程する条例の改正におきまして市の案として細かい議論ではなく、皆様から頂いた意見を考え方として答申としてまとめさせていただきたい。

会長：その部分が委員にはわかりませんでした。改定幅とかどういうパターンにするかは私もこの審議会で決めることではないということでしょうか。

事務局：会長のおっしゃるとおりでございます。皆様のご意見を反映させた答申案を作成する材料にさせていただきたいと思います。

G 委員：今のお話の中で、ここに出た内容を答申の参考にするという話だったので、料金の話ではないですが、気になる場所として、水道事業の最大の課題が、地形・高齢化とあがっていますが、前回の資料の中に、施設の統合という資料がありました。山間地の人口減少によっては、集団移転や山間地に1軒しか残らなかった場合、災害時のような給水をするイメージが将来的にあるのでしょうか。

事務局：簡易水道につきましては、何軒減ったからやめるとかそういった方向性はありません。住民の方がそこで暮らす以上は守っていくという市の方針でございます。市営の水道が入っていない地区も22地区ある。個人で水道を管理している方を市は面倒を見ないのか人が暮らす以上、大変ですので、令和2年から補助金制度を設けまして、そういった方へも手助けをするというのも始めております。ご心配にありました通り、人口減により廃止するということは今のところありません。ただ、近い水道施設を接続してまとめるとかそういう可能性があれば進めていきたいですが、それに伴って費用がかかります。効率よくやるにはそういう統合もせざるを得ないという考えです。

D 委員：口径 20 mm の使用者につきましては、同じ料金だから口径 20 mm を選んだ人にとって不公平感が大きいと思います。16 m³・22 m³ 使用した場合でも、どの資料を見ても高くなっております。その中では上昇率が低いような方向、今回の資料の 3 つのパターンの中では 2 番目ですけども。口径 20 mm の使用者により配慮した検討をお願いできればと思います。

事務局：先ほどと同じ説明になりますが、基本水量をどう考えるかという点と口径 13 mm 20 mm の差が大きくでてしまう点、こういった点をどう考えるかという点がまさにこれから十日町市の水道料金の体系をまとめる上で重要な課題かと捉えています。いただいたご意見をもとにしっかりと検討させていただきたいと思っております。

H 委員：今の意見と同じですが、どの改定の表を見ても口径 20 mm はやむを得ない事情でそうなっていますが、機械的に計算すると 20 mm の負担が口径 13 mm と 20 mm はそれほど違った生活をしていません。口径 20 mm の負担が大きくなる印象があるのですが、機械的に計算する方法以外がないのかという感想です。

事務局：事務局としてもどちらも家庭用の料金と捉えており、今まで同じ基本料とさせていただいておりました。そういった点も考慮し、しっかり考えさせていただきたいと思えますし、今お示した資料で従量料金は据置きか下がると提示しておりますが、従量料金を調整させていたがきまして、バランスをとることも考えております。

I 委員：立場的に事務局側で経費が賄えるように値上げすべきという立場なので、どう段階的に値上げしていくかとか、配慮するところがポイントだと思います。事務局に一つお願いですが、算定要領ではこうだから、近隣の市町村がこうだからということで完全に合わせる必要はないと思っております。市独自の政策方向性を加味していただいて、細かい改定案の作成をお願いしたいと思っております。あともう一つ、答申についておそろく審議会として何%値上げすべき、附帯事項としてこれこれこういう配慮をすべきという形かと思いますが、一番重要な改定率何%にするのか残り 2 回の審議会で決めていくことになるかと思いますが、今までの話からするとこの 38.6% が数字は確定していないものの、ある程度最大の数字になるかと思いますが。残り 2 回の審議会でどう設定していくのか、スケジュール感を少し教えていただけると助かります。

事務局：水道料金の設定につきましては、算定要領や他市の状況をみるだけではなくというご意見をいただきましたので、先ほど説明にもありましたとおり、十日町市の 3 階建てが多いという地域の事情も考慮した上で十日町市としてどういった料金体系であるのが適当であるか考えた上で、料金体系を設定させていただきたいと考えております。今後のスケジュールですが、今回の審議会でも皆様からいろいろ貴重なご意見をいただきましたので、審議会という形になりますので市長からの諮問につきまして、皆様の意見を答申としていれさせていただく形になります。答申案をまとめたうえで、皆様にご覧いただき、またご意見をいただき、最終的な市長への答申とさせていただきたいと考えております。次回に関しましては、答申の案を作成させていただきまして、ご意見をいただいたうえで、答申に結びつけるという形になります。改定率も当然審議会に審議する上では、経営していく上でこれから建設改良費が不足している、更新需要を確保する点と赤字である点と、2 つ大きな課題があります。そういった経営の課題を解決するうえで、どういった改定が必要なのかとなりますと改定率の数字もある程度出てくるか

と思いますが、答申案をごらんいただき、数字を入れる入れないも議論になるかと思いますが、含めて議論していただき、最終的な答申にしたいと考えております。第4回で答申案を審議していただき、まとめた上で、第5回で答申という形で今のところ予定しています。

I 委員：改定率を入れるか入れないを含めて審議ということでしょうか。

事務局：答申につきましては、改定率をある程度数字として入れさせていただき、経営していくためにはこれくらい必要だと含める形で、案をこれから作成させていただきます。例えば、その数字自体につきまして、ご意見いただきまして数字自体をどう考えるか審議会としてご意見をいただければと思っております。

J 委員：大口使用者に関しまして、聞く限り食品を扱う事業者が多いです。例えば、食品製造業、飲食店の方がコロナ禍で売り上げが落ち込んでいて、固定費の削減を求められています。十日町市の水道料金は他市町村と比較して、逓増度が高く大口使用者の負担が高いという現状があると思います。水道料金の改定にあたっては改定するタイミングとか、大口逓増度についても配慮したような料金設定をお願いできたらと考えております。十日町市の食品製造業は付加価値額・製造出荷額も上位ベスト5に入る業種でございます。将来的にも企業進出を考えますと、水道料金の安いところが進出する上での企業側で選択肢の一つとなり大きなポイントになるのかなと思っておりますのでご配慮いただきたいと思います。

事務局：当市の水道料金につきましてはトーマツ様からもご説明いただきましたとおり、算定要領に示されているように従量料金は均一料金となっておりますが、全国的に多くの自治体が逓増性といいまして使用の量によって従量料金が違う形をとっておりますので当市は従量料金の設定の段階からある程度大口使用者の方にも配慮させていただいている料金体系になっております。水道料金に関しまして、県内の平均と比べ若干高いという分析結果が出ておりますので、そういったことも料金体系を設定する上では検討させていただきたいと思っております。

会長：それでは、他には無いようですので議事を進めたいと思います。「審議(2)その他」についてですが、諮問事項についての審議、改定に関して数字的な面は経営状況や将来への影響を考えるとある程度はやむを得ないと委員の皆様の認識であると思われませんが、答申に向けては審議会としての要望・意見を伝えることも重要であると思われれます。今回の審議会全般を通じて、経営状況の厳しさは理解できるし改定自体は必要であると考えられると思います。どこまで答申に盛り込めるかという点ではありますが、今示されている改定率に対する率直な意見を入れるかどうか次回の審議会でも検討すると話がありましたので、これを持ちまして審議は終了とさせていただきたいと思っております。

事務局：たくさんご意見いただきましたので、どういう風に答申に反映させるか検討したいと思っております。

会長：次回の審議会は答申の案を作成いただき、それについて皆様からご意見を伺いたいと思っております。

事務局：第4回の審議会では、答申案を事前に会長・副会長と協議させていただきまして原案を作成の上、委員の皆様へ送付させていただき、ご審議いただく流れを予定しております。

会長：ありがとうございます。それでは本日の審議は以上となります。皆様大変お疲れ様で

した。以降の進行は、再び事務局へお返ししますので、よろしくお願いいたします。

事務局：佐野会長、ありがとうございました。また、委員の皆様も長時間お疲れ様でした。「答申書（案）」をまとめる際には、審議会の意見を十分に取り入れさせていただくのはもちろんですが、市として最終的な改定案を取りまとめる際にも、答申の結果を十分に尊重させていただきます。また、この審議会の議事内容は全て市長にも報告しておりますので、答申に含まれなかった内容についてもしっかりと検討させていただきます。

5 その他

(1) 第4回審議会について

事務局：それでは、「5その他(1)第4回審議会について」ですが、第4回審議会は10月5日（火）午後1時30分からこの大会議室で予定していますので、後日案内文書を送付いたします。第4回審議会では、「答申書（案）」について審議していただきます。「答申書（案）」は事前に会長・副会長と協議の上、事務局で原案を作成し、意見書とあわせて送付させていただきます。その意見書を事前に提出していただき、意見書の内容を取り入れて審議会で審議いただく案とさせていただきます。

(2) その他

事務局：続きまして、「(2)その他」についてですが、事務局では特にございませんが、全体を通してでも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。

6 閉会

事務局：以上をもちまして、第3回の審議회를終了させていただきます。大変長時間お疲れ様でした。

以上